

2 1. 「小山第四工業団地地区」地区計画

●都市計画決定：平成25年3月26日（告示第26号・決定）

平成30年4月 1日（告示第24号・変更）

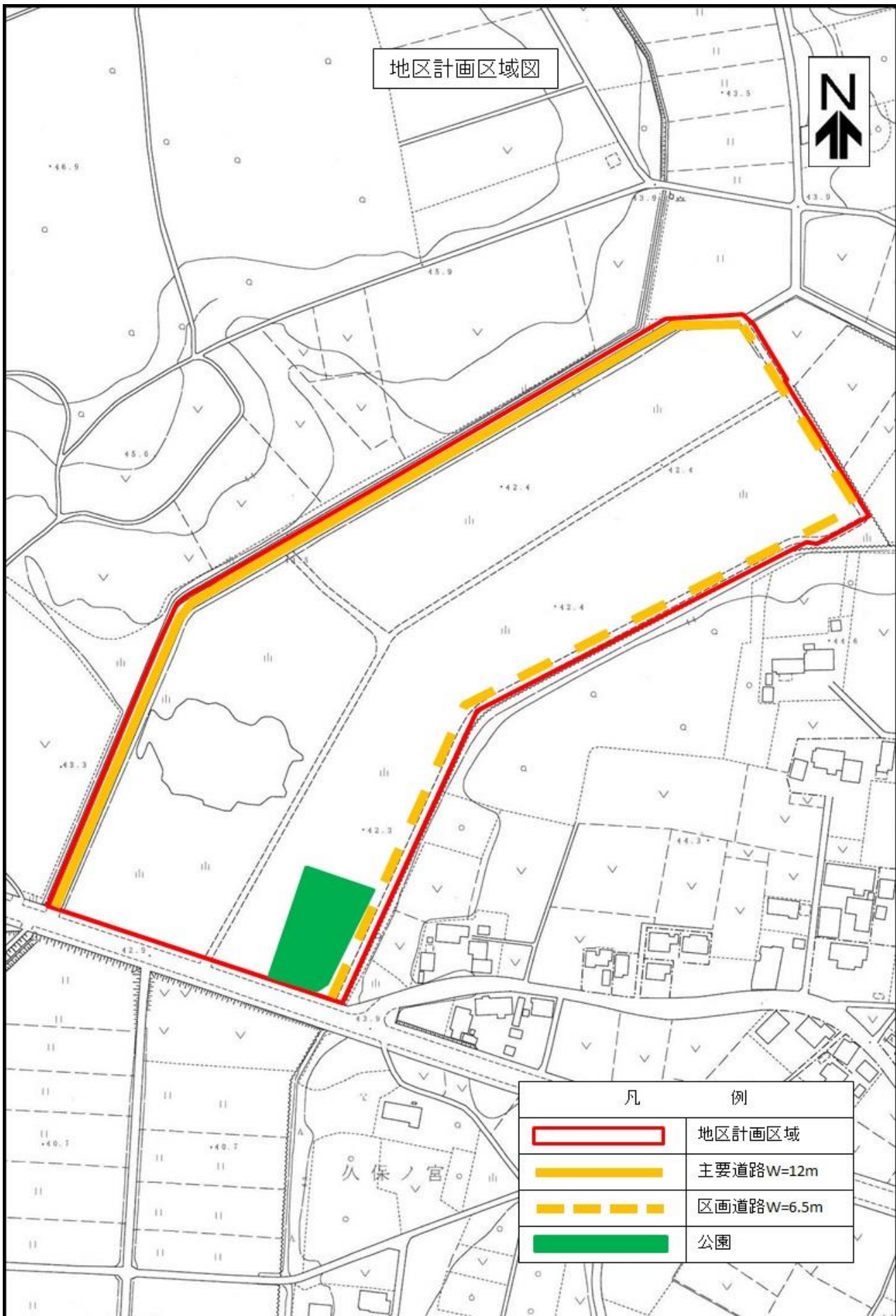
名称	小山第四工業団地地区	
位置	小山市大字鉢形の一部	
面積	約7.1ha	
建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工場(但し、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表2(と)項第3号(10)、(ぬ)項第3号(9)又は(10)、(る)項第1号(6)、(17)又は(18)に掲げるものを除く。) 物流業務施設 倉庫 事務所 車庫 公園に設けられる公園施設、便所、休憩所 前各号の建築物に附属するもの 	
建築物の敷地面積の最低限度	<p>3,000㎡</p> <p>ただし、この団地を管理する施設の敷地及び公園に設けられる公園施設、便所、休憩所、その他これらに類する建築物の敷地についてはこの限りではない。</p>	
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は3m以上としなければならない。(自転車置き場、守衛所その他これらに類する附属建築物を除く。)</p> <p>ただし、緩衝緑地帯が設けられている場合には道路境界線までの距離を10m以上としなければならない。</p>	
建築物の高さの最高限度	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、前面道路の路面の中心から25m以下としなければならない。 建築物の各部分の高さは、道路境界線又は隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの以下としなければならない。 	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の外壁及び屋根、工作物及び広告物等の色彩は、できるだけ原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。</p>	
かき又はさくの構造の制限	<p>道路及び隣地境界線に面するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。</p> <p>ただし、出入口に門扉等を設ける場合であって、それを支持する部分にあつては、左右の合計が16mを超えない範囲内において、高さ2.0m以下のコンクリート等の壁とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生垣 高さ2.0m以下の金網その他これらに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の仕上がり高が地盤面から0.3m以下のもの。 <p>ただし、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第7号に規定する電気事業の用に供する施設に附属するものについては、この限りではない。</p>	
土地の利用に関する事項	<p>現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> 地区内の緩衝緑地帯については、土地利用計画図表示のとおり幅10mとし、土地の形質の変更、建築物の建築及び工作物の築造をしてはならない。 ただし、次に掲げる場合においては、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1)敷地に出入口を設置する場合 (2)企業名板及び外灯を設置する場合 (3)さくを設置する場合 (4)公益上やむを得ない場合 緩衝緑地帯においては、良好な景観を保持するために必要な維持管理をする場合を除き、現存する樹林の移植伐採等を行ってはならない。また、枯損樹木等の補植等を行い適正に管理するものとする。

<参考>

- ・建築基準法別表第2(と)項
第3号(10):【めっきを営む工場】
- ・同法同表(ぬ)項
第3号(9):【羽又は毛の洗浄、染色又は漂白を営む工場】
第3号(10):【ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛等の消毒、選別、洗浄又は漂白を営む工場】
- ・同法同表(る)項
第1号(6):【合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料を除く。)を営む工場】
第1号(17):【肥料の製造を営む工場】
第1号(18):【製紙(手すき紙を除く。)又はパルプの製造を営む工場】

※これは概要です。詳細は建築指導課にお問合せください。

地区計画区域図



凡 例	
	地区計画区域
	主要道路W=12m
	区画道路W=6.5m
	公園